

一般社団法人 日本マンスリーマンション協会  
( 総合保障制度 )  
入会の流れについて

ご入会時のお手続きについてご案内させていただきますので、社内申請等のご参考としてご利用下さい。

※太枠が申し込み企業様にご準備頂く内容となります。

■ご提出書類

- 1) マンスリーマンション協会の入会申込書
- 2) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書  
(月会費を集金代行会社より毎月お引き落としさせていただきます。)  
※複写式ではありませんので、控えが必要な場合は、御社にてコピーをお取りください。
- 3) 会社謄本の写し (3ヶ月以内もの)
- 4) 会社概要または経歴書
- 5) 会員原簿
- 6) 総合保障制度加入申込書 (総合保障制度加入をご希望の場合のみ)
- 7) 総合補償制度中途加入依頼書 (総合保障制度加入をご希望の場合のみ)

以上5点 (総合保障制度の加入をご希望の場合は7点) を郵送にてご提出下さい。

提出先 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-5-1 S-GATE 赤坂山王 8F  
(株)グッドコミュニケーション内 日本マンスリーマンション協会事務局 行き

上記書類を元に審査をさせていただきます。(約5営業日)

審査完了後、ご入金金と月会費のご請求書をお送りします。

※ご入会時には、入金金と2ヶ月の月会費をご請求いたします。

口座振替による自動引落としの手続きが完了次第、毎月ご指定口座から自動引落としとなります。

(別途、口座振替手数料130円が発生いたします)

(裏面へ続く)

マンスリーマンション協会のご入金金・月会費のご入金手続きをお願い致します。

上記ご入金の確認ができましたら、マンスリーマンション協会の加盟証書をお送り致します。

総合保障制度にお申し込みの場合は、当月末までに指定の方法で管理物件明細をご提出下さい。

※詳しい提出方法については、「管理物件明細報告手順」をご覧ください。

※ご提出頂いた管理物件明細より、【総合保障制度会費】を算出いたします。

※【総合保障制度会費】は保障開始予定月の前月 25 日までに指定口座にお振込み下さい。

※総合保障制度の会費も口座振替による自動引落しでの手続きとなります。

(口座振替手数料 1 3 0 円が発生いたします)

ご入金を確認できましたら、お申し込み月から保障開始となります。

総合保障制度の証明書・約款は「東京海上日動火災保険株式会社」より発行致します。

※保険会社から直接発行するため到着までに数週間かかります。



日本マンスリーマンション協会  
Japan Monthly Mansion Association

一般社団法人 日本マンスリーマンション協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-5-1

S-GATE 赤坂山王 8F

TEL 03-3505-0828 FAX 03-3505-0829

<http://www.jmma.jp>

e-mail info@jmma.jp

# 総合補償制度のご案内



# ◆総合補償制度の概要

サブリース事業を行っている会員企業様を対象とした賠償責任保険制度です。

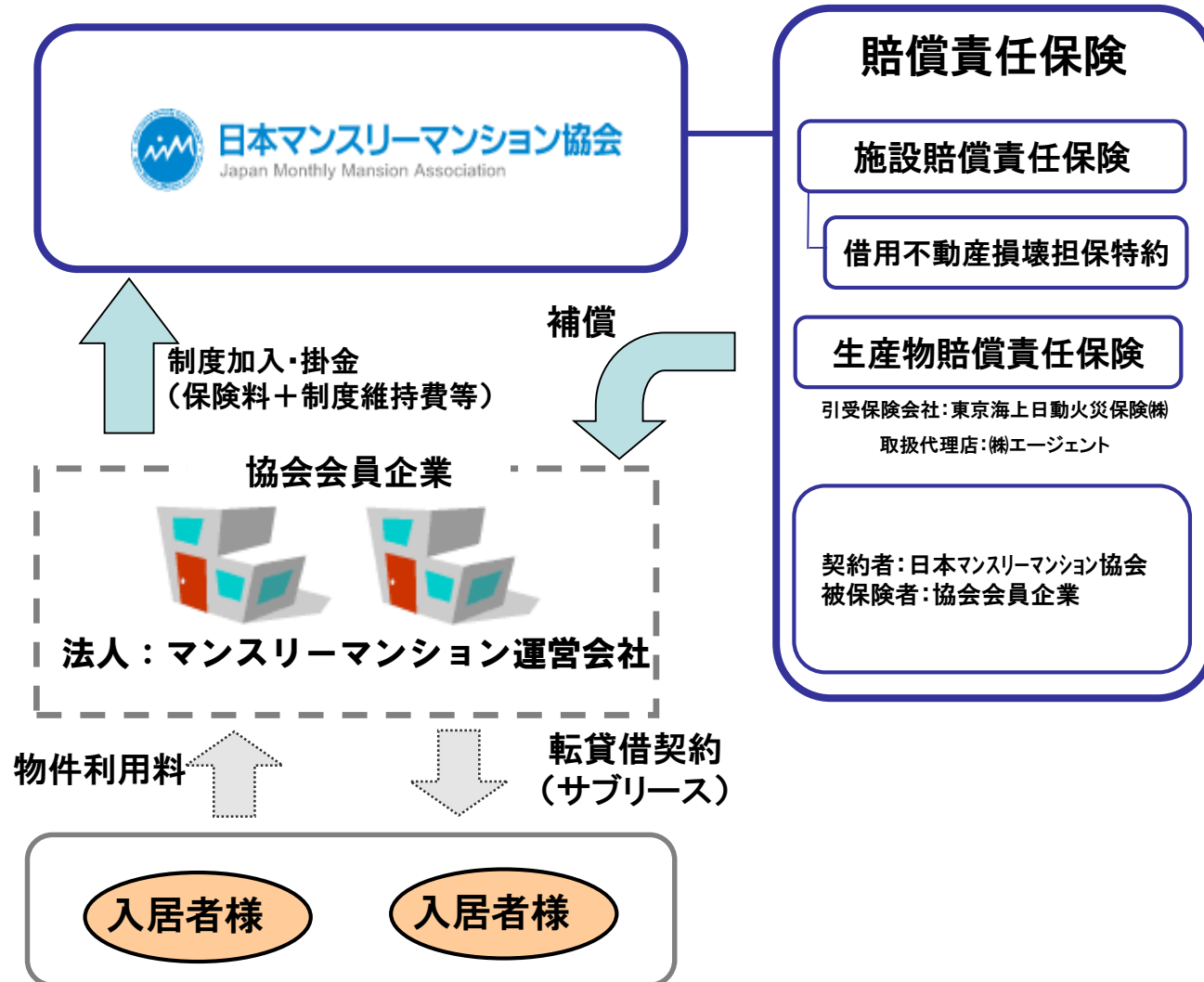
## 概要

①管理会社の過失により  
オーナー・入居者・第三者  
へ賠償が発生した際に補償  
されます。

②入居者の過失により、  
オーナー・第三者へ賠償が  
発生し入居者と連絡が取れ  
ない、又は入居者に賠償能  
力がない場合、一時的に補  
償を肩代りします。

\*支払われた保険金を取扱保険  
会社が求償権を行使し入居者へ  
請求する事があります。

\*入居者の過失により発生した  
事故の際は、持ち込み家財の補  
償はされません。



## ◆月額費用

戸数	月額費用 (保険料+制度維持費)
1~50	300円
51~100	290円
101~300	280円
301~500	270円
501~700	260円
701~1,000	250円
1,001~2,000	240円
2,001~	230円

※制度維持費は、戸数に応じて変動します。  
※保険料は、1戸あたり170円となります。

例)250戸管理されている会員様  $250戸 \times 280円 = 70,000円$   
が月額費用となります。

# ◆賠償責任保険【補償対象・範囲について（例）】

ケース①：1棟まるごと借上げ物件

501	502	503	504	505
401	402	403	404	405
301	302	303	304	305
201	202	203	204	205
101	102	103	104	105

ケース②：1戸ごと借上げ物件

501	502	503	504	505
401	402	403	404	405
301	302	303	304	305
201	202	203	204	205
101	102	103	104	105

※赤線範囲が借上げ契約範囲(借用不動産担保条項範囲)

(例)網掛け部分(205号)の入居者様が起因して、階下で漏水が発生し、105号の天井・壁に修繕が発生した場合

## 【ケース①】

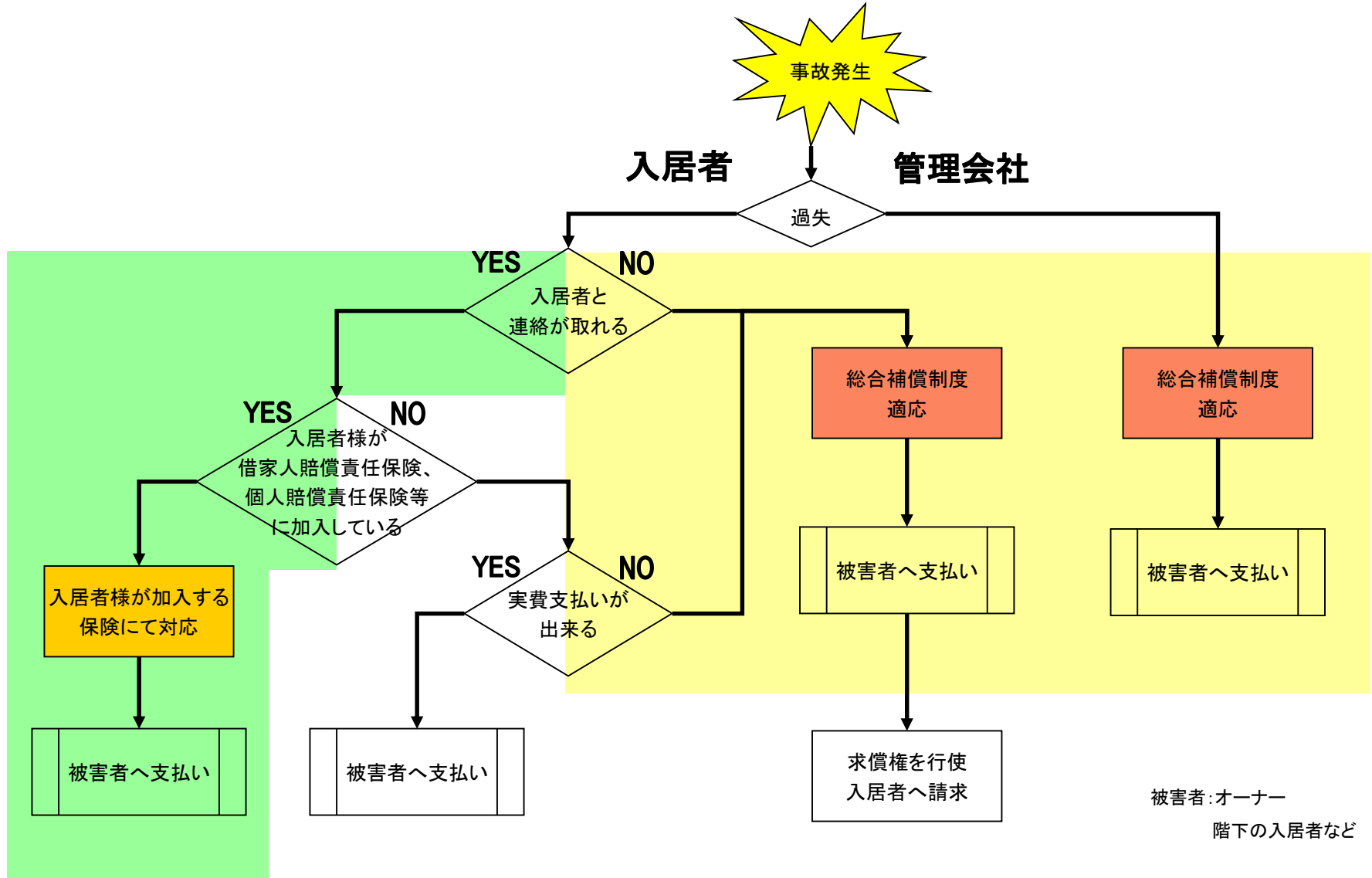
全ての物件に借用不動産損壊担保特約条項が付保されているため105号の損害は担保されます。

## 【ケース②】

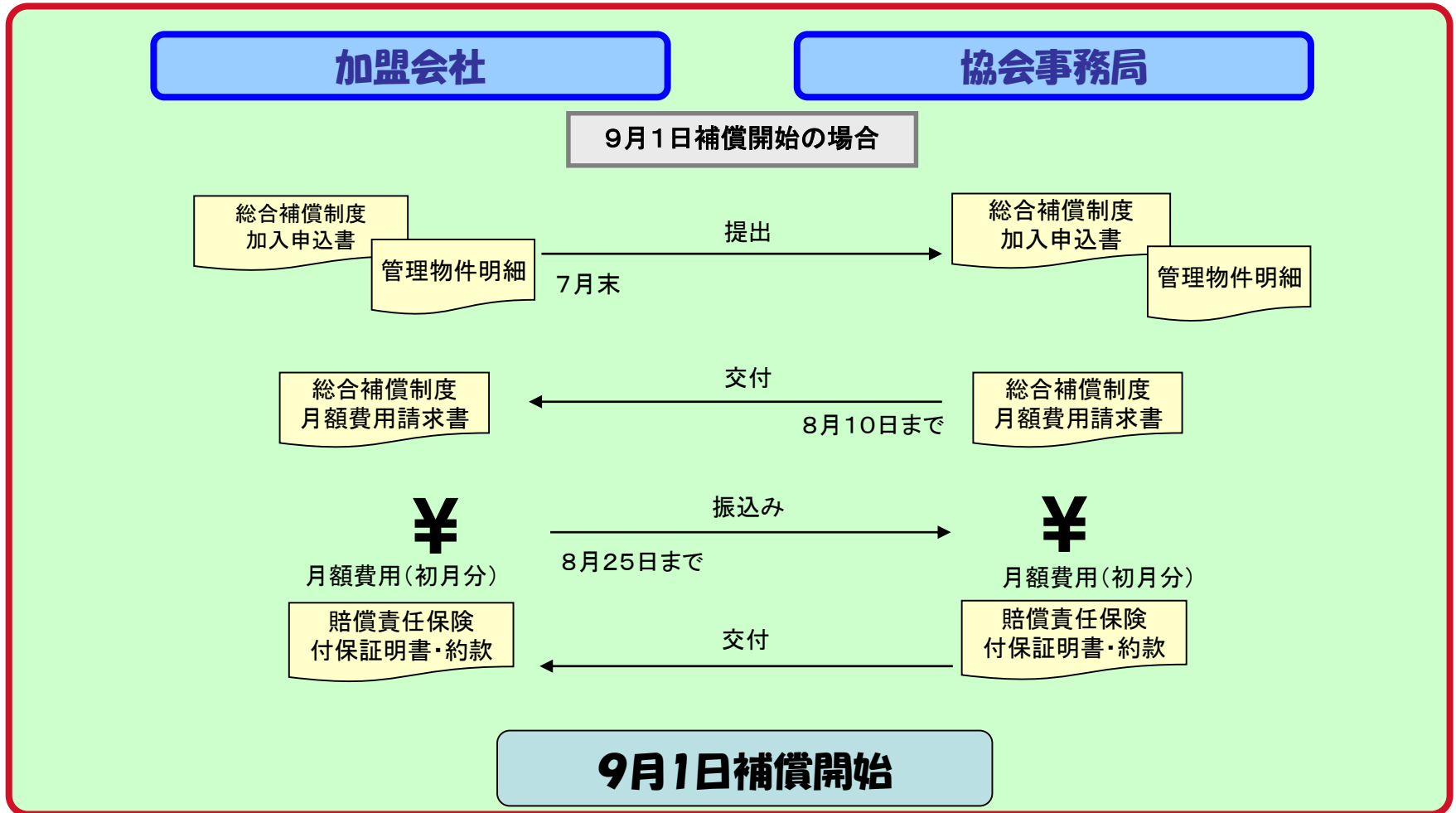
105号室は借上げ範囲外の為、借用不動産担保条項に該当せず、当該戸室の管理責任のある会員企業様に支払義務が発生し、施設賠償責任保険にて担保されます。

**【注意】**通常、入居者に賠償責任が発生しますが、入居者に賠償請求出来ないケース（入居者が退去しており、連絡不能等)ですと、当該戸室の管理責任のある会員企業様に支払義務が発生し、上記条項にて対応します。

# ◆サブリース物件の事故時補償フロー



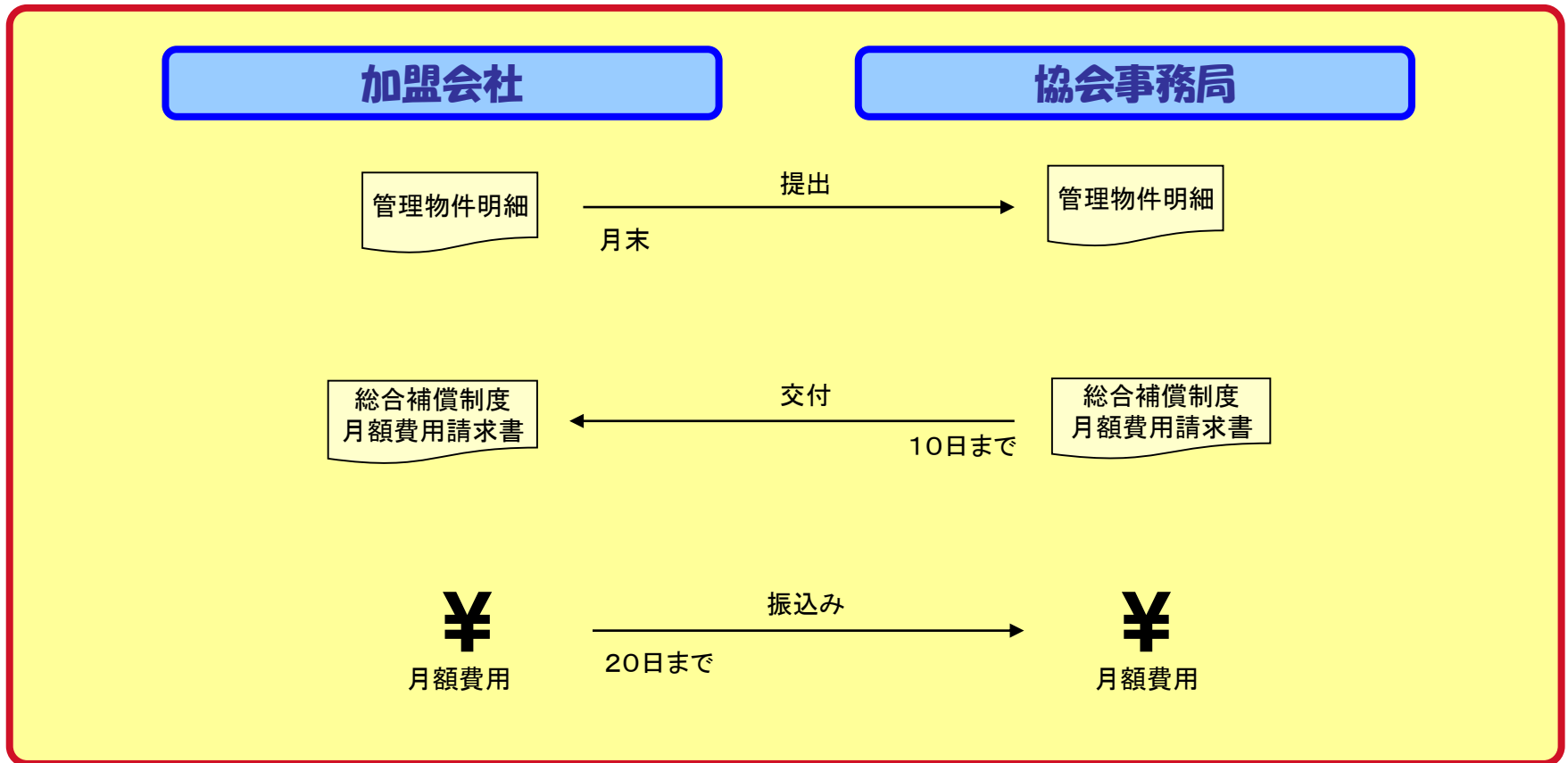
# ◆加入申込（新規加入時）



※初月の総合補償制度・月額費用は、補償開始予定月の前月25日までに指定口座にお振込下さい。



# ◆総合補償制度 月次の流れ



※毎月末日時点での翌月月初管理物件明細を事務局が指定する書式にてご報告下さい。

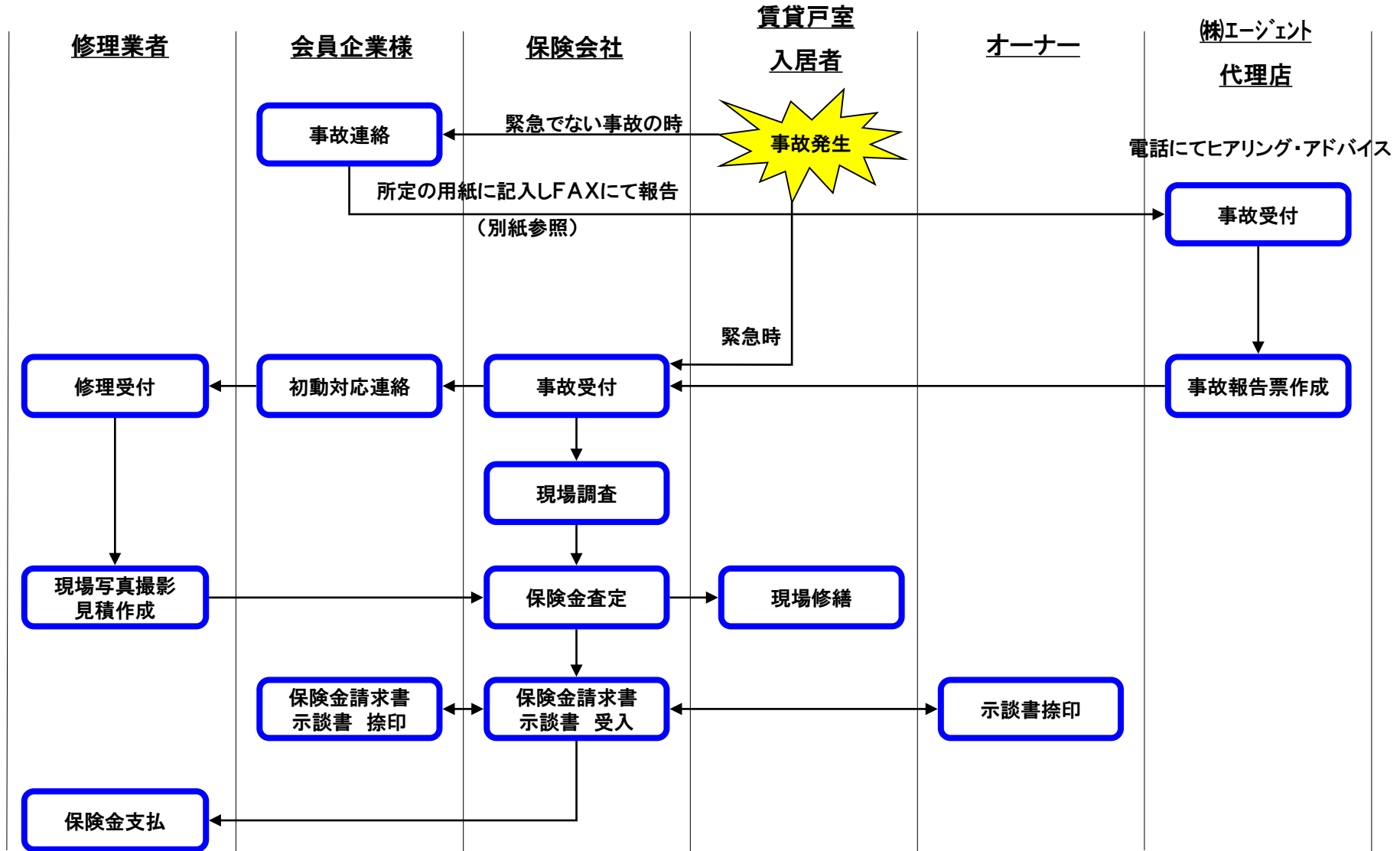
事務局にて、報告された管理物件戸数に準じて総合補償制度・月額費用の請求書を発行いたします。

月額費用の支払いは、毎月20日までに当月分を徴収致します。

月額費用は、会員の事故率等によって変更がある場合がございます。

月額費用の支払が滞った場合には、退会の処置を取らせて頂く事もございますので、ご了承下さいませ。

# ◆事故発生時から保険金支払いまでのフロー



# ◆保険金お支払までの流れ及び注意事項



## 【事故発生・事故通知】

扱代理店である、(株)エージェントに所定の用紙に事故情報を記入しFAXにて通知下さい。  
(042-718-2321) (所定の用紙は別添のとおりです。)

通知を受け、現場調査・面談調査等の必要性や、ご手配いただく書類等、解決までの段取りや方針の打ち合わせを行わせていただきます。

※物の損害の場合、事故現場を復旧する前に必ず、現場の写真を撮っていただきます。



## 【必要書類のご手配・ご提出】

被害者より損害状況確認（損傷品の見積書や治療費の請求書）書類を取り付けて下さい。

損害状況確認書類（損傷品の見積書や治療費等）を、ご提出下さい。

ご提出いただいた書類をもとに、相手方の請求内容・支払うべき損害賠償額・お支払いする保険金を算出しご説明いたします。（相手方弁護士からの連絡や、訴状送達があった場合には、遅滞なくご連絡下さい。）

## 【示談交渉（解決）・必要書類のご提出】

ご説明した保険金の内容で示談（弁護士、及び訴訟）して下さい。

（弁護士報酬・訴訟対応費用・訴訟費用はお支払いします。）

## 【保険金のお支払い】

相手方と交わした示談書、および請求書をご提出下さい。

請求書類を受領した後、ただちにご指定の保険金振込先に保険金をお支払い致します。

※貴会会員企業にお手続きしていただく部分に下線を引いております。

# ◆総合補償制度の脱退について①

本制度にご加入後、止むを得ず本制度を脱退される場合には、下記の手続きで脱退をすることが出来ます。

## 【脱退手続き】

- ①脱退の1ヶ月前までに、本制度事務局に通知書を書面により通知すること
- ②脱退日が月の途中になる場合には、脱退日を含む当月分までの総合補償制度月額費用を支払う事とし、月額費用の日割計算は行なわないものとする

また、下記のいずれかに該当する場合には、本制度を脱退したものとみなします。

- (1) 一般社団法人日本マンスリーマンション協会の会員でなくなったとき
- (2) 会員が入会資格に該当しなくなったとき
- (3) 会員が死亡、または解散したとき
- (4) 会員が本制度の月額費用の支払を停止したとき。
- (5) 本制度が運営するサイトへの掲載物件に虚偽の内容があった場合。
- (6) 本制度への申告、届け出に虚偽の内容があった場合。
- (7) 他の会員・第三者もしくは、本制度の著作権その他権利を侵害する行為をした場合。
- (8) 他の会員・第三者もしくは、本制度に不利益または損害を与える行為をした場合。
- (9) 他の会員・第三者もしくは、本制度の財産、プライバシーを侵害する行為をした場合。
- (10) 公序良俗に反する行為をした場合。
- (11) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為した場合。
- (12) 会員又は会員の関係者が非社会的行為、反社会的集団（暴走族、暴力団、過激な政治活動集団）の構成員もしくは関係者である事が判明したとき。又は反復継続としてそれらと認められるものを出入りさせたとき。
- (13) 本制度の運営を妨げるような行為をした場合。

## ◆各種連絡先

### □ 総合補償制度についてのご質問・お問い合わせ 事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 S-GATE赤坂山王8F

TEL：03-3505-0828

FAX：03-3505-0829

メール：[info@jmma.jp](mailto:info@jmma.jp)

### □ 保険についてのご質問・お問い合わせ・事故のご連絡 株式会社エージェント（担当：松浦・山内・小林・四條）

日本マンスリーマンション協会会員様専用総合賠償責任保険ヘルプデスク

TEL：042-718-2133（営業時間平日9：00～18：00）

FAX：042-718-2321（24時間受付）

### □ 東京海上日動火災保険株式会社（引受保険会社）

緊急対応連絡先 東京海上日動安心110番

TEL：0120-119-110 【24時間365日受付】